

令和6年度 第18回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和6年12月20日（金） 午後3時から3時45分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| 1 人事委員 | 委 員 長 | 中 本 久美子 | | | |
| | 委 員 | 細 田 耕 治 | | | |
| | 委 員 | 小 松 哲 也 | | | |
| 2 事務局職員 | 事 務 局 長 | 山 本 雅 美 | 次長兼給与課長 | 灘 尾 幸 三 | |
| | 任 用 課 長 | 尾 田 聡 子 | 係 長 | 浅 田 瑞 生 | |
| | 係 長 | 山 口 玲 夏 | 係 長 | 河 崎 卓 哉 | |
| | 主 事 | 小 谷 健 太 | 主 事 | 蓮 佛 藍 子 | |
- ※事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて執務室から呼び出す形で対応

3 傍聴者 なし

四 議 題

- 議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和7年4月採用予定 障がい者対象（身体、精神）・高校卒業程度）の採用候補者の決定について
- 議案第2号 職員の採用選考について
- 議案第3号 断続的労働に従事する者に対する労働時間等に関する規定の適用除外の許可について
- 議案第4号 人事委員会規則等の改正及び定めの新規制定について（勧告関係）
- 議案第5号 選考により採用する職に係る承認について（講師（看護教員））

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第3号から第5号は公開、議案第1号及び第2号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

鳥取県職員採用試験（令和7年4月採用予定 障がい者対象（身体、精神）・高校卒業程度）の採用候補者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第2号

職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第3号

断続的労働に従事する者に対する労働時間等に関する規定の適用除外の許可について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

鳥取県福祉相談センター所長、鳥取県中部総合事務所長及び鳥取県西部総合事務所長から断続的労働に従事する者に対する労働時間等に関する労働基準法の一部の規定の適用除外許可について以下のとおり申請があり、適当と認められるので、申請のとおり許可する。

1 申請の内容

福祉相談センター、倉吉児童相談所及び米子児童相談所の一時保護所において、保護児童の睡眠状況等を点検する巡視業務を行うため断続的労働（宿直勤務）を行うことに伴う「断続的労働に従事する者に対する労働時間等に関する規定の適用除外」の申請。

（経緯）

- ・令和5年7月5日付けで人事企画課から、夜間指導員、夜間支援員（以下「夜間指導員等」という。）は、単純労務職員には該当しないことが示され、官公署等の夜間指導員等に係る労働基準監督機関は、労働基準監督署ではなく人事委員会となった。
- ・その際、既に労働基準監督署から受けていた許可は無効と整理されたが、その後、「断続的労働に従事する者に対する適用除外許可」の申請が当方になされておらず、この度申請があったもの。

2 監視又は断続的労働に従事する者について

- ・監視又は断続的労働に従事する者は、本来の業務としてこれらの労働に従事する者と、本来の業務に加えて宿日直勤務でこれらの労働に従事する者とに分けられる。今回の申請は前者に係るもの。
- ・断続的労働とは、作業自体が本来間欠的に行われるもので、したがって、作業時間が長く継続することなく中断し、しばらくして再び同じような態様の作業が行われ、また中断するというように繰り返されるものである。
- ・通常の労働者と比較して労働密度が疎らであり、労働時間、休憩、休日の規定を適用しなくても必ずしも労働者保護に欠けるところがないので、労働基準法第41条によって適用除外を可能とされている（今回の事案における労働条件では休憩時間に関する規定の適用除外許可が必要。）。

3 許可の要件（厚労省の通達等による）

- ・断続的労働に従事する者は、休憩時間は少ないが手待時間が多く、手待時間が実作業時間を上回るものであること。
- ・特に危険な業務、相当の精神的緊張を要する業務には従事させないこと。

4 申請内容の検討

（1）断続的労働の態様 夕食等の共食、児童の生活指導及び巡視等→精神的緊張度の高い労働ではない。

所属	区 分			勤 務 状 況
	全労働時間	実労働時間	手待時間	
福祉相談センター	15時間15分	7時間25分	7時間50分	始業：17時15分～ 終業：翌8時30分 巡視2回 5～10分程度
倉吉児童相談所	15時間15分	7時間20分	7時間55分	
米子児童相談所	15時間15分	7時間20分	7時間55分	

→手待時間が全労働時間のうち実労働時間を上回っている。

（2）対象者

所属	職名	人数	1週間あたりの勤務回数
福祉相談センター	一時保護支援員	7人	1～2回
倉吉児童相談所	夜間指導員	1人	
	一時保護支援員	8人	
米子児童相談所	一時保護支援員	10人	

5 人事委員会の判断

夜間指導員等の労働の態様は、児童と食事を共にし、児童の生活指導及び行動観察を行うものであり、手待時間は一回の勤務時間数の約半数以上に及ぶ。危険性や精神的緊張度は低く、通常の労働者と比較して労働密度が疎らであるため、労働時間、休憩、休日の規定を適用しなくても必ずしも労働者保護に欠けるところがないものと認められる。

厚生労働省の通達等の趣旨にも照らし、当該申請内容は断続的労働に従事する者に該当するものであり、以下の許可条件を附したうえで許可することが適当である。

(許可の条件)

- (1) 断続的労働に従事する者の人数は申請書のとおりとすること。
- (2) 精神緊張度の高い労働につかせる等許可した勤務の態様と異なる勤務に従事させないこと。
- (3) 断続的労働については、実際に作業する時間の合計がいわゆる手待時間の合計よりも少なく、かつ、実際に作業する時間の合計が8時間以内であること。

6 許可日 議決日

◇議案第4号

人事委員会規則等の改正及び定め of 制定（勧告関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり規則等の一部を改正し、定めを制定する。

1 改正する規則等及び制定する定め of 名称

(1) 規則等の一部改正

- ① 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）
- ② 管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）
- ③ 職員等の給与の支給に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号）
- ④ 初任給調整手当の支給に関する規則（昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号）
- ⑤ 期末手当及び勤勉手当の運用について（昭和41年2月1日発鳥人委第12号）

(2) 定め of 制定

- 令和6年改正条例附則第2項等の「人事委員会が定める者」について

2 概要

本委員会の「職員の給与に関する勧告」（以下「勧告」という。）に基づく、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年鳥取県条例第47号。以下「改正条例」という。）が可決されたことを踏まえ、関係規則等について所要の改正及び定め of 制定を行う。

(1) 規則等の一部改正

① 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則

勧告による勤勉手当の支給月数の引上げ（年間1.75月分→1.85月分（0.10月分）／R6年＝6月期：0.875月・同12月期：0.975月、R7年＝0.925月）を踏まえ、勤勉手当の成績率を改正する。

根拠	成績区分	成績率の範囲の改定方針	一般職員の場合			会計年度任用職員の場合		
			現行	R 6年 12月期	R 7年度～	現行	R 6年 12月期	R 7年度～
規 則	特に 優秀	<一般職員のみ> 上限：勤勉手当の支給月数の2倍 下限：「良好（標準）」に対する比が現行と同程度となるよう設定	1.75 以下 1.02 以上	<u>1.95</u> 以下 <u>1.12</u> 以上	<u>1.85</u> 以下 <u>1.07</u> 以上	—	—	—
	優秀	<一般職員> 「良好（標準）」に対する比が現行と同程度となるよう設定 <会計年度任用職員> 条例値 超	1.02 未満 0.945 以上	<u>1.12</u> 未満 <u>1.045</u> 以上	<u>1.07</u> 未満 <u>0.995</u> 以上	0.77 超	<u>0.87</u> 超	<u>0.82</u> 超
	良好 (標準)	<一般職員> 勤勉手当の支給月数と同様に引上げ <会計年度任用職員> 上限：条例値 下限：条例値に一般職員の「良好（標準）」の成績率に対する条例値の比率を乗じる	0.86	<u>0.96</u>	<u>0.91</u>	0.755 以上 0.77 以下	<u>0.855</u> 以上 <u>0.87</u> 以下	<u>0.805</u> 以上 <u>0.82</u> 以下
	良好 でない	<一般職員> 国の「良好でない」と「良好（標準）」の比を基に設定 <会計年度任用職員> 「良好（標準）」の下限未満	0.785 以下	<u>0.875</u> 以下	<u>0.83</u> 以下	0.755 未満	<u>0.855</u> 未満	<u>0.805</u> 未満
通 知	戒告	<一般職員> 「良好（標準）」に対する現行の比率を概ね維持、成績率の上限値が等間隔となるように調整（役職段階が高くなるほど厳しい措置となることを基本）	0.54 以下	0.54 以下	0.54 以下	0.485 以下	0.485 以下	0.485 以下
	減給	<会計年度任用職員> 一般職員の「良好（標準）」の成績率に対する懲戒処分ごとの成績率の比率との均衡を考慮	0.43 以下	0.43 以下	0.43 以下	0.385 以下	0.385 以下	0.385 以下
	停職	<会計年度任用職員> 一般職員の「良好（標準）」の成績率に対する懲戒処分ごとの成績率の比率との均衡を考慮	0.32 以下	0.32 以下	0.32 以下	0.285 以下	0.285 以下	0.285 以下

※改定方針については、変更なし。

② 管理職手当に関する規則

管理職手当の上限（※）の算定基礎となる給料月額が改定されることに伴い、手当額を改正する。

※職務の級における最高号給の給料月額の 25/100

③ 職員等の給与の支給に関する規則

第1号会計年度任用職員の報酬の上限の算定基礎となる給料月額が改定されることに伴い、上限額を改正する。

<行政職給料表の適用を受ける第1号会計年度任用職員の報酬の上限（「特定の学識、経験等に基づく高度の専門性又は特殊性を要する職」以外）>

月額	日額	時間額	勤務一回当たりの額
197,900 円 (180,500 円)	11,640 円 (10,620 円)	1,520 円 (1,390 円)	25,840 円 (23,630 円)

※下段の()書きは現行の上限額。

④ 初任給調整手当の支給に関する規則
医師等に対する初任給調整手当の上限額の引上げを踏まえ、手当額を改正する。(国準拠)

⑤ 期末手当及び勤勉手当の運用について
勧告による勤勉手当の支給月数の引上げを踏まえ、勤勉手当の額の総額の上限を改正する。

(2) 定めの制定

○ 令和6年改正条例附則第2項等の「人事委員会が定める者」について

改正条例の施行日時時点で給与条例に定める給料表の適用を受ける職員等ではない者のうち、改正条例による給与差額追給の対象となる者(任用の実情を考慮し職員に準ずる取扱いをすることが適当と認める者(※))を規定する。 ※国家公務員・他の地方公務員(人事交流によるもの)、企業局・病院局職員

3 施行(適用)日

(1) 施行日

改正条例の施行日

(2) 適用日

1 (1) ①及び⑤のうちR6年12月に支給する勤勉手当に関する事項=R6年12月1日

1 (1) ①及び⑤のうちR7年度以降に支給する勤勉手当に関する事項=R7年4月1日

1 (1) ②~④=R6年4月1日

(2) =改正条例の施行日

◇議案第5号

選考により採用する職(講師(看護教員))に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
講師 (看護教員)	1名程度	専門性の高い職種で、配置換や競争試験等による人員確保が困難な状況であるところ、今後の職員の退職等を勘案し、当該職種の職員を採用する必要があるため。

2 採用予定日

令和7年4月1日

※採用候補者と調整の上、それ以前に採用する場合もあり得る。

3 配属先及び職務内容

(1) 配属先

鳥取看護専門学校、倉吉総合看護専門学校

(2) 職務内容

看護師等養成施設において、講師（専任教員）として、講義（看護専門科目）、実習指導、学生指導等に従事

4 能力実証の方法

知事部局において選考試験を実施

(1) 受験資格

ア 年齢要件

昭和40年4月2日以降に生まれた人（59歳以下）

イ 資格・免許等

保健師助産師看護師法第7条に規定する看護師免許を有する人で、次の①、②のいずれかに該当する人（令和7年3月31日までに該当する見込みの人を含む）

①保健師、助産師又は看護師として5年以上業務に従事した人で、専任教員として必要な研修（※1）を修了した人、又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる人

②保健師、助産師又は看護師として基礎看護、成人看護、老年看護、小児看護、母性看護、精神看護又は在宅看護に係る業務のうちいずれかの業務に3年以上従事した人で、学校教育法における大学において教育に関する科目（※2）を履修して卒業した人又は大学院において教育に関する科目を履修した人（教育に関する科目の履修は4単位以上必要）

※1 厚生労働省が認定した専任教員養成講習会（旧厚生省が委託実施したもの及び厚生労働省が認定した看護教員養成講習会を含む。）、旧厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程、国立保健医療科学院の専門課程（平成14年度及び平成15年度 旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む。）及び専門課程地域保健福祉分野（平成16年度）

※2 教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目

(2) 選定方法

○経歴評定 職務遂行に必要な経歴、専門性等について評定

○論文試験 公務員として必要な識見、思考力、表現力などの能力についての筆記試験

○人物試験 個別面接による人物、専門知識についての口述試験

5 試験実施スケジュール（予定）

12月20日（金）	募集開始
1月24日（金）	募集締切
2月 2日（日）	試験日
2月上旬	合格発表

6 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

【質疑等】

委員：応募の見込みはあるか。

事務局：任命権者において、看護師のネットワーク等を活用しながら募集活動を行う予定である。

六 次回人事委員会の開催

令和7年1月15日（水）午前10時00分から開催することとした。